



## 多様性を認め合う 社会をめざして

### オリンピック・パラリンピックと人権

2020年、オリンピック・パラリンピック競技大会が東京で開催されます。世界各国からアスリートや観戦者が訪れるこの大会の成功を誰もが願っています。

国際オリンピック委員会が定める「オリンピック憲章」では、オリンピックは人権に配慮されたスポーツ大会であることが明確にうたわれています。また、国際パラリンピック委員会（IPC）も、「IPCハンドブック」で人権尊重の理念を強く表明しています。

### 東京2020大会の基本コンセプト

東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会は、東京2020大会の基本コンセプトを「全員が自己ベスト」「多様性と調和」「未来への継承」としています。

このうち、「多様性と調和」の項目では、「人種、肌の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治、障がいの有無など、あらゆる面の違いを肯定し、自然に受け入れ、互いに認め合うことで社会は進歩（する）」、「東京2020大会を、世界中の人々が多様性と調

和の重要性を改めて認識し、共生社会をはぐくむ契機となるような大会とする。」と記載されています。

また、大会のエンブレムは、多様性を表す形の異なる3種類の四角形を組み合わせ、国や文化・思想などの違いを示し、違いはあってもそれらを越えてつながり合うデザインに「多様性と調和」のメッセージを込めています。  
**人権に関する3つの法律**

東京2020大会の開催を前にして、平成28年度に、人権に関する3つの法律が施行されました。

それぞれの法律とその目的は次のとおりです。  
**「障害者差別解消法」**

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」で、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざします。  
**「ヘイトスピーチ解消法」**

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」で、日本に住む日本以外の出身者に対する不当で差別的な言動のない社会の実現をめざします。

### 「部落差別解消推進法」

「部落差別の解消の推進に関する法律」で、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、「部落差別は許されないもの」との認識のもと、部落差別のない社会の実現をめざします。

これらの法律は、一人ひとりが人権意識を高

め、日常生活の中でお互いの人権を尊重し、ともに生きる社会の実現を目指して施行されました。

### 多様性の尊重

多様性を尊重し、認め合うことで様々な違いを寛容に受け入れ、あらゆる差別を許さないという人権意識を広く浸透させていくことが必要です。

市では、一人ひとりの人権が大切にされ、誰もが個性と能力を発揮できる明るく住みよいまちづくりを推進していきます。

### 問い合わせ

人権推進室

☎ 22-7736

### 行政相談週間

10月15日（月）～21日（日）

国の行政に関しての苦情や意見・要望を解決するとともに、行政運営の改善につなげています。お気軽にご相談ください。

相談は無料で、秘密は固く守ります。

行政相談委員

黒崎 耕二

（忠海中町 ☎ 26-0607）



行政相談委員による行政相談所の開設

日時 10月25日（木）10時～16時

場所 市民館2階 第3会議室

問い合わせ

中国四国管区行政評価局

☎ 082-228-6173

